

発熱外来支援補助金、実績額 > 申請額の場合に差額交付 「確定通知」発出から1か月以内に申請を

「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」の実績報告書の提出が、4月10日で締め切りを迎えた（交付決定通知未達の医療機関を除く）。

この際算出した事業実績額が交付決定通知書に記載された額を上回る場合、差額を受け取れる「令和3年度（令和2年度からの繰越分）インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」が4月8日付の厚生労働省事務次官通知（厚生労働省発健0408第3号）で示された。

具体的な手続きは4月後半以降になると思われるが、以下に概要を紹介する。

1. 交付対象

令和2年度発熱外来支援補助金の事業実績額が交付決定通知額を上回った医療機関

⇒以下の①が②を上回った医療機関が対象。

- ①実績報告に用いた「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業精算額調書（事業実績書）」の「Ⅲ.事業実績（明細書）」の(a)又は(a')の金額
(a=自院以外の患者も診る場合 a'=かかりつけの患者を診る場合)
- ②厚労省から届いた「交付決定通知」に記載された補助額

2. 交付金額

上記1.の①から②を差し引いた金額（1000円未満は切り捨て）

3. 申請方法

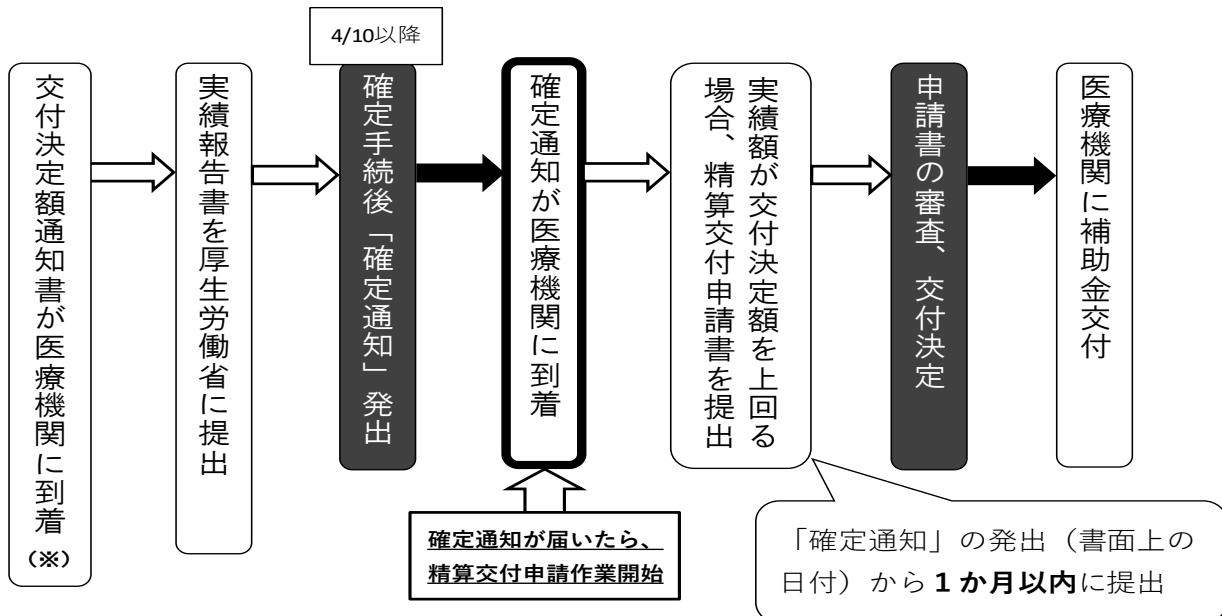
実績報告書を提出後に発出される「確定通知」の発出から1か月以内に下記の書類を提出する。

≪必要書類≫

- 1) 精算交付申請書（第2号様式）、2) 精算交付申請書の別紙（医療機関の基本情報や申請内容を記載）、3) 当該事業に係る収入支出決算書の抄本、4) 請求書
- 5) 令和2年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の交付決定通知書の写し
(変更交付決定を受けている医療機関においては、変更交付決定通知書の写し)
- 6) 令和2年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の事業実績報告書の写し
- 7) 確定通知書の写し

申請に必要な1)～4)の書類は、厚生労働省のホームページ『「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」について』で入手可能（Googleなどの検索サイトで「厚生労働省」「インフルエンザ流行期」で検索して表示されるページ）。

補助金交付までの手続きのイメージ



※発熱外来診療体制確保支援補助金は、厚生労働省の手続きに大幅な遅れが生じており、会員から「交付決定通知書が届かない」、「補助金が入金されない」等の相談が寄せられております。交付決定通知が届いていない医療機関は、交付決定通知が届き次第、実績報告書を厚生労働省へ提出してください。